

10. 図書館と法

平成28年度大学図書館職員長期研修

筑波大学図書館情報メディア系

村井麻衣子

この講義の内容

- 1 図書館と法
- 2 図書館サービスと著作権法
- 3 図書館サービスと個人情報保護法・プライバシー
- 4 結びに代えて
 - 著作権法の現代的課題と図書館員に求められること—

図書館に関する法には様々なものがある。この講義では、図書館サービスに関する法として、著作権法を中心に取り上げ、個人情報保護法・プライバシーの保護にも触れる。法の枠組みや基本的な考え方を踏まえたうえで、インターネットの普及に伴う新たな動きと今後の方向性・展望についても検討を加える。

1. 図書館と法

図書館の法的位置づけ

- 表現の自由(憲法21条)～「知る権利」を含むものとして再構成
 - → 民主的政治過程の維持、個人の自律・人格的發展
- 図書館・・・「知る権利」を含む「表現の自由」を実質的に保障するために重要な役割を果たす
- 「図書館の自由に関する宣言」
 - 「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもつとも重要な任務とする。」

図書館の法的位置づけ

- Cf. 最判平成17年7月14日民集59巻6号1569頁〔船橋市西図書館蔵書廃棄事件〕
 - 「新しい歴史教科書をつくる会」に対して反感を持つ司書による恣意的な蔵書の廃棄が問題となった
 - 最高裁判決：
 - 公立図書館を、「住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場」と位置づけた
 - 「公立図書館の図書館職員が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いによって廃棄することは、当該著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものといわなければならない」として、図書の廃棄の違法性を認めた

図書館の設置・運営に関する法

- 図書館法
- 国立国会図書館法
- 大学設置基準
- 学校図書館法
- 身体障害者福祉法

	設置根拠となる法や基準	義務設置
公共図書館	図書館法	×
国立国会図書館	国立国会図書館法	—
学校図書館	学校教育法，学校図書館法	○（学校教育法，学校図書館法）
大学図書館	学校教育法，大学設置基準	○（学校教育法，大学設置基準）
点字図書館	身体障害者福祉法	×

読書の推進等に関する法

- 子どもの読書活動推進法
 - 子どもの「読書離れ」への対応
 - 2001年に成立
- 文字・活字文化振興法
 - 大人の「読書離れ」「活字離れ」への対応
 - 2005年に成立
- → 国や地方公共団体が政策的に子どもや国民の読書活動等を推進
- しかし・・・本来、読書は個人的な営為～政治や行政が介入・干渉すべきでない
- → 推進されるのはあくまで読書活動の「環境整備」であるべき

図書館サービスに関わる法

- 著作権法
- 個人情報保護法

2. 図書館サービスと著作権法

著作権法の基本的な構造

著作権法の基本的な構造

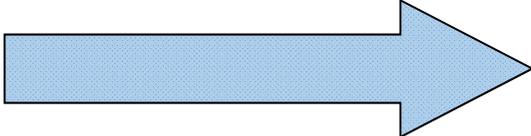
- 著作権法＝著作物を**一定の範囲**で保護している
- → 著作権法が定める行為について、**許諾を得ないで行うと**、著作権の侵害となる＝差止請求、損害賠償、刑事罰等の対象になる
 - 許諾を得れば、著作権法にかかわらず、利用できる
- 全ての利用行為が禁止されるわけではない
 - → **著作権の及ぶ範囲、著作権の制限**

著作権侵害の要件

依拠 = 著作物に依拠して作成されたものであること

類似性 = 著作物の創作性のある表現を再生していること

- ① 依拠して、
- ② 類似性を満たす範囲で
* 他人の著作物を利用する場合、原則として①、②は満たされる
- ③ **法定の利用行為** (複製など) を行うと...

 原則として、著作権侵害が成立！

ただし...

- 保護期間の切れた著作物
- **制限規定** (引用、私的複製など) に該当する行為

 侵害が否定される (利用できる) !

著作者の権利

- 著作者人格権

- 公表権、氏名表示権、同一性保持権

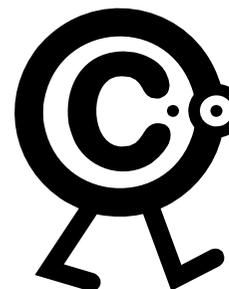


著作権・・・
権利(支分権)
の束

- 著作権(著作財産権)

- 禁止権・・・複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権等、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利 etc.
- 報酬請求権・・・私的録音録画補償金を受け取る権利 etc.

著作権の二つの柱



複製禁止権中心主義

複製禁止権を補完する権利

- ・貸与権
- ・私的録音録画補償金請求権 など

複製・・・印刷、
写真、録音、
録画 etc.

+

公の使用行為に対する禁止権

- ・上演権、演奏権
- ・上映権
- ・公衆送信権(インターネットへのアップロードを含む)等
- ・展示権
- ・口述権 など

著作権の制限

- 日本: 個別規定による対処
 - 引用、私的複製など
- 米国: 一般条項(fair use)の存在
 - フェア・ユースであれば著作権侵害にならない
 - 四つの考慮要素

予測可能性が高い

柔軟な対応が可能

(1) 使用の目的と性質(商業的か、非営利・教育的かなど)

(2) 利用された著作物の性質

(3) 全体として利用された著作物に占める、利用部分の量と実質

(4) 使用が、利用された著作物の潜在的市場あるいは価値に与える影響

日本の著作権法の特徴

- 著作権によって**規制される**行為
 - 著作権の権利範囲が**広範にわたり**規定されている
例)複製、公衆送信
- **著作権の制限**(=自由に利用できる場合)
 - アメリカ合衆国のフェア・ユースの法理のような著作権を一般的に制限する条項はない
 - 比較的広範な規定として、引用(32条1項)と私的複製(30条1項)があるに止まる
 - **個別の制限規定**の数は多くかなり細かく規定されている

Cf. 著作者人格権

- 著作者の人格的・精神的な利益を守る権利
 - Cf. 著作権・・・経済的・財産的な利益を守る権利
- 一身専属性(譲渡不可能)
 - Cf. 著作権・・・譲渡可能
- 同一性保持権
- 氏名表示権
- 公表権
- 例) 著作物の改変 → 著作権(翻案権)と著作者人格権(同一性保持権)の両方の侵害となる可能性

著作権と著作者人格権

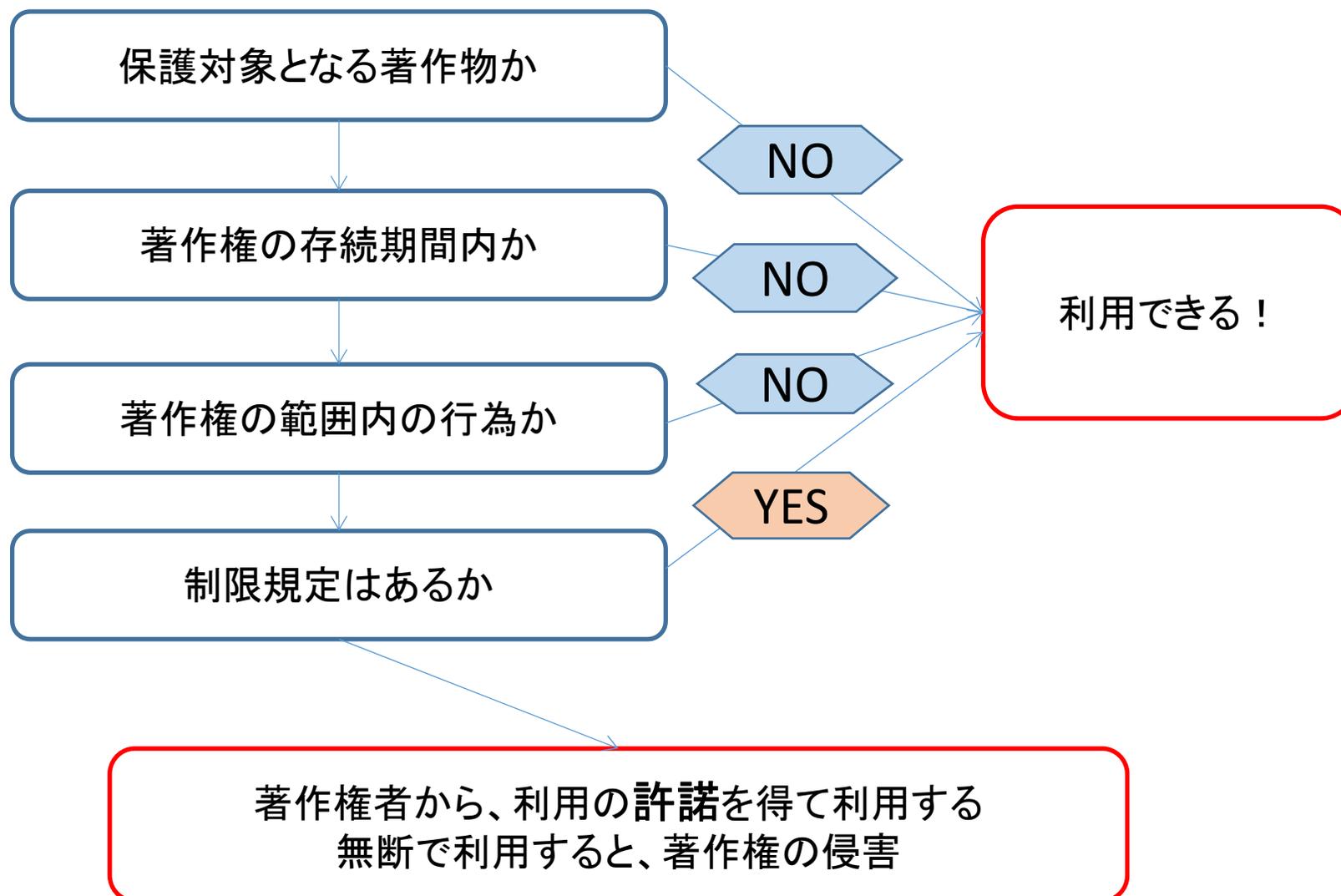
- 一般用語としては、著作権と総称することもある
- 創作者(例外:法人著作など)・・・創作により著作権＋著作者人格権が与えられる
 - *無方式主義
 - 著作権は譲渡可能 → 他の人が著作権者になりうる
- 著作権→著作権者
- 著作者人格権→著作者
- 著作権の制限規定は、著作者人格権に対しては原則、適用されない

Cf. 著作隣接権

- 実演家
- レコード製作者
- 放送事業者
- 有線放送事業者

侵害判断のポイント

著作物を利用するための主なチェックポイント

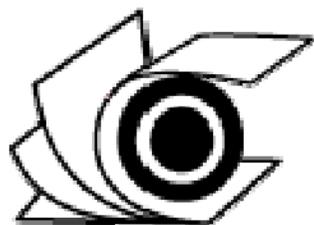


0) 契約がある場合、契約が著作権法に優先するのが原則

- データベースなど → 原則として、契約に従う
- 一定の利用許諾が明示されている → 許諾された範囲で利用可能



コピーOK



障害者OK



学校教育OK

ポイント1) 著作権法の保護対象となる著作物か？

- 著作物とは・・・思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの(2条1項1号)
- 例)小説、脚本、論文、絵画、版画、地図、映画、写真、プログラム(10条)
- 憲法その他の法令、裁判所の判決等は、著作権の対象とはならない(13条)
- **アイデア／表現二分論**
 - アイディアの利用は自由！

ポイント2) 著作権の保護期間内か？

- 著作権の存続期間(保護期間)
 - 原則: 実名(周知の変名を含む)の著作物・・・著作者の死後50年
 - 無名・変名の著作物・・・公表後50年
 - 団体名義の著作物・・・公表後50年
 - 映画の著作物・・・公表後70年
- 保護期間満了後は、誰でも自由に利用可能(パブリック・ドメイン)

ポイント3) 著作権の範囲内の行為か？

- 著作物を利用する行為すべてが侵害となるわけではない！ 例) 読書は自由
- 法定の利用行為(=著作権の内容、支分権)
 - ・・・2本の柱=複製禁止権、公の利用行為

ポイント4) 著作権の制限規定に定められているか？

- 著作権の制限規定＝権利の制限→自由利用可
 - 著作権法30条～
- 例) 図書館における複製、私的複製、引用

例) 複写サービス

- 著作権の存続している著作物 1) 2)



- 「複製」 3)



- 著作権の制限規定「図書館における複製」 4)
 - 31条1項1号で複写サービスが規定されている
 - 要件を満たす範囲で、「複製」できる

権利者からの許諾

- 著作権法にかかわらず、許諾を得れば、その範囲内で利用することができる
 - できるだけ利用の仕方を詳しく説明したうえで、文書で、その利用の仕方、許諾の範囲、使用料の額と支払方法などを確認しておくのが望ましい
(<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime6.html>)
- 権利者がわからない／連絡がとれない場合
 - **裁定制度**・・・権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法に利用することができる(67条)

図書館サービスと著作権

複写サービス

著作権法31条1項1号

31条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「**図書館等**」という。）**においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「**図書館資料**」という。）を用いて著作物を複製することができる。**

1項1号： 図書館等の利用者の**求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合**

Cf. 図書館間協力で借り受けた 図書複製に関するガイドライン

31条・・・所蔵資料が対象

→他館から借り受けた資料は複写できない?

→ガイドラインにより、図書館間相互貸借で借り受けた図書等を31条1項1号により複写することが認められている

- 貸出館も借受館も著作権法31条が適用される図書館であること
- 複写に際しては31条を遵守した運用をすること
- 日本図書館協会HP > 図書館について > 図書館に関する資料・ガイドライン > 著作権法第31条の運用に関する2つのガイドライン <http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/fukusya/taisyaku.pdf>

複写サービスにおける複写の範囲

「発行後相当期間を経過した**定期刊行物**に掲載された個々の著作物にあつては、その全部」

- 発行後相当期間→次号発行／3ヶ月経過後
- 最新号の扱い→一部分の複写を認める（複写を全く認めない図書館も）

複写サービスにおける複写の範囲

「著作物の一部分」

- 一部分 → 一般的に、「著作物」の半分まで
 - 長編小説であれば、1冊の半分まで
 - 短編小説集であれば、1編の短編の半分まで
- 短歌や俳句、事典の一項目は・・・？

多摩市立図書館複写拒否事件

東京地判平成7.4.28知裁集27巻2号269頁

- 土木工学事典の一項目（「地盤の安定問題」112～118頁：6頁）
- 図書館の利用者が複写を申請したところ、図書館が「著作物の全部」に当たるとして複写を拒否 → 利用者が提訴
- 判決）編集著作物である事典の一項目は、著作物の全部に該当するから、複製が認められない
→ 図書館側の勝訴

複製物の写り込みに関するガイドライン

- 無許諾では著作物の「一部分」しか複製できないという原則は変わらないが…
- コピー用紙に写り込まれてしまうその他の部分を削除したり遮蔽したりする必要はない
- 対象外となるもの（権利者の経済的利益へ配慮）
 - 楽譜、地図、写真集・画集、雑誌の最新号
 - 日本図書館協会 > 図書館について > 図書館に関する資料・ガイドライン > 著作権法第31条の運用に関する2つのガイドライン <http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/fukusya/uturikomi.pdf>

Cf. 絶版・市場での入手が難しい 書籍

- 定期刊行物・・・発行後相当期間経過後、**著作物全部**の複製できる
 - ∵ 売り上げに直接影響せず、著作権者に与える不利益が小さい
 - ⇒ 定期刊行物以外の著作物も、**絶版等により市場で入手することが困難**になった場合には、著作権者に与える不利益が小さくなる一方で、複製に頼る必要が大きくなることから、定期刊行物に準ずる扱いを認める
- ＝著作物全部の複写を認める(田村善之『著作権法概説』)

セルフコピーによる複写サービス： 私的複製

- CA1319 - 横浜市立図書館の「勇氣ある」決断-著作権法第30条によるコピーサービスの実施- / 南亮一

- 横浜市立図書館では、平成11年4月から、**各図書館の施設内に設置されたセルフコピー機を利用して、利用者に自由にコピーさせるサービス**を開始した。それまでは、利用者に申込書を提出させたうえで、図書館側がコピーを提供するサービスだけを行っていたが、このサービスを追加することにより、面倒な申込書の記入も要らず、従来1枚20円だったコピー料金がコンビニエンスストアのコピー機並みの1枚10円になり、また、全冊コピーしても大丈夫といった、これまで利用者から寄せられていたコピーサービスに対する要望に全て応えた形でのサービスが実現された。

- ...(社)日本書籍出版協会及び(社)日本雑誌協会等から、記事の表現において、国立国会図書館が横浜市立図書館の著作権法の解釈及び運用を是認するかのように解されるとの御指摘をいただきました。上記の記事は、横浜市立図書館における複写の実態の紹介として書かれたものです。...

<http://current.ndl.go.jp/ca1319>

セルフコピーによる複写サービス： 私的複製

著作権法30条（私的複製）

著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、**個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること**（以下「私的使用」という。）**を目的とするときは**、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 31条の趣旨が没却されるとの批判
- 一方で、31条...図書館員による複製、30条...利用者による複製であり、コピー機の所在（図書館の内外）で区別する実益もない＝私的複製肯定の学説も

国立国会図書館による電子アーカイブ化

- 2009年改正・・・31条2項の新設

- ...国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信...に用いるため、電磁的記録...を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

- → 図書等がまだ劣化していない段階であっても(cf.31条1項2号:保存のための複製)、**国立国会図書館は納本された出版物を電子化することが可能になった**
- → 多大な予算をかけて電子化が行われた
- → 館内閲覧は非営利上映(38条1項)／同一構内の送信(2条1項7号)として可能

国立国会図書館による電子アーカイブ化

- 2009年改正・・・31条3項の追加
 - 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。
- → 絶版等資料に限り、国立国会図書館が地方の図書館等へ電子化資料を送信することが可能に
- + 送信先の図書館等における複写サービス

国立国会図書館による電子アーカイブ化

- 趣旨

- 電子化資料の有効活用、情報の地域間格差の解消
 - さらに・・・自己の出版物の送信を避けたい場合、電子出版等を促進させる可能性?

- 課題

- 「絶版等資料」への限定

- 著作権者への配慮
- しかし・・・情報の地域間格差の解消という観点からは、電子化資料すべてを閲覧できることが望ましい

- 送信先の限定

- 絶版等資料であれば、利用者への直接送信であっても権利者への影響は限定的では

3. 図書館サービスと個人情報保護法・プライバシー

個人情報保護制度

- 個人に関する情報を取り扱う国、地方の機関、民間事業者に対し、その取り扱いについて一定の規律を行うことで、個人情報の保護を図る制度
 - ← 情報化社会の進展による個人情報保護の要請の高まり
- 2003年・・・個人情報保護関連五法の制定
 - 個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、情報公開・個人情報保護審査会設置法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
 - 2015年改正
 - 導入後、法律の規律を超えて個人情報を厳格に取り扱う、いわゆる「過剰反応」が問題に

個人情報

- 「個人情報」

- 氏名、性別、生年月日など、生存する特定の個人を識別することができる情報
- ID・利用者番号など、それ自体では個人を識別できなくとも、他の情報と容易に照合することで、特定の個人を識別できることとなるものが含まれる(2条1項)
- → 例えば、利用者が図書館の利用登録をする際の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、在学
校名、職業、家族構成など

個人情報取扱い

- 「個人情報」・・・情報の取得・利用・提供・管理などの過程で適切な取扱いが必要となる
 - → 本人の同意を得ずに第三者に開示してはならない
 - → 本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行わなければならない

図書館への個人情報保護法関連法の適用法令

- 個人情報保護法 → 民間企業 → 私立図書館、
私立大学・私立学校の図書館
- 国立大学の附属図書館には・・・独立行政法人個人情報保護法
- 公立図書館、公立学校の図書館・・・設置母体である地方公共団体の個人情報保護条例
- 国立国会図書館・・・適用されない(三権分立)

個人情報保護の保護と図書館資料

- 人名録などの個人情報関連資料の図書館における取扱い
 - 個人情報保護法関係法や条例で適用除外とされている場合は、個人情報の利用に制限を受けない
 - 例)「...図書館...において、市民の利用に供することを目的としている...個人情報については、この条例は適用しない」
 - → 過剰な利用規制にならないことも肝要
- 日本図書館協会「名簿等の利用規制について」
<<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/kenkai/200812b.pdf>>
 - 元厚生事務次官等の殺傷事件に関連した図書館が所蔵する政府関係者等の名簿の利用を規制する動きについての日本図書館協会の見解

プライバシー

- 「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」(憲法13条:幸福追求権)
 - 私事の公開や私生活への侵入から保護される権利(伝統的プライバシー権) → 自己に関する情報をコントロールする権利(自己情報コントロール権)
 - 不法行為による損害賠償請求や、人格権に基づく差止め請求が認められる
- 図書館の自由に関する宣言・・・図書館は利用者の秘密を守る
- 図書館員の倫理綱領・・・図書館は利用者の秘密を守る
- 個人情報保護とプライバシーの保護は必ずしも一致するとは限らない

プライバシーの保護と図書館資料

- 図書館の自由に関する宣言
 - 提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。
 - (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
- 電話帳、公務員の職位・職場の連絡先に関する情報など
→ プライバシーを理由とする閲覧制限がされる場合も
- しかし・・・公開情報や公知の事実については、そもそもプライバシーが成立しない
- 「知る権利」を保障するという図書館の機能に鑑み、過剰な利用規制に陥らないことも重要

4. 結びに代えて — 著作権法の 現代的課題と図書館員に求めら れること —

日本の著作権法の特徴

- 著作権の権利範囲・・・比較的包括的
 - 複製、公衆送信など
- 著作権の制限規定・・・個別具体的
 - フェア・ユースのような一般条項がない
 - 細かい規定もたくさんあるが・・・
 - 例えば企業内複製(例:メールのコピペ)など、日常的に頻繁に行われている行為を許容する規定はない

インターネットの普及と著作物の利用

- 「複製」「公衆送信」(インターネット上へのアップロードなど): **包括的** → 原則として権利が及ぶ
- 権利制限規定: **個別的** → に該当しなければ...
- → 原則として、著作権侵害

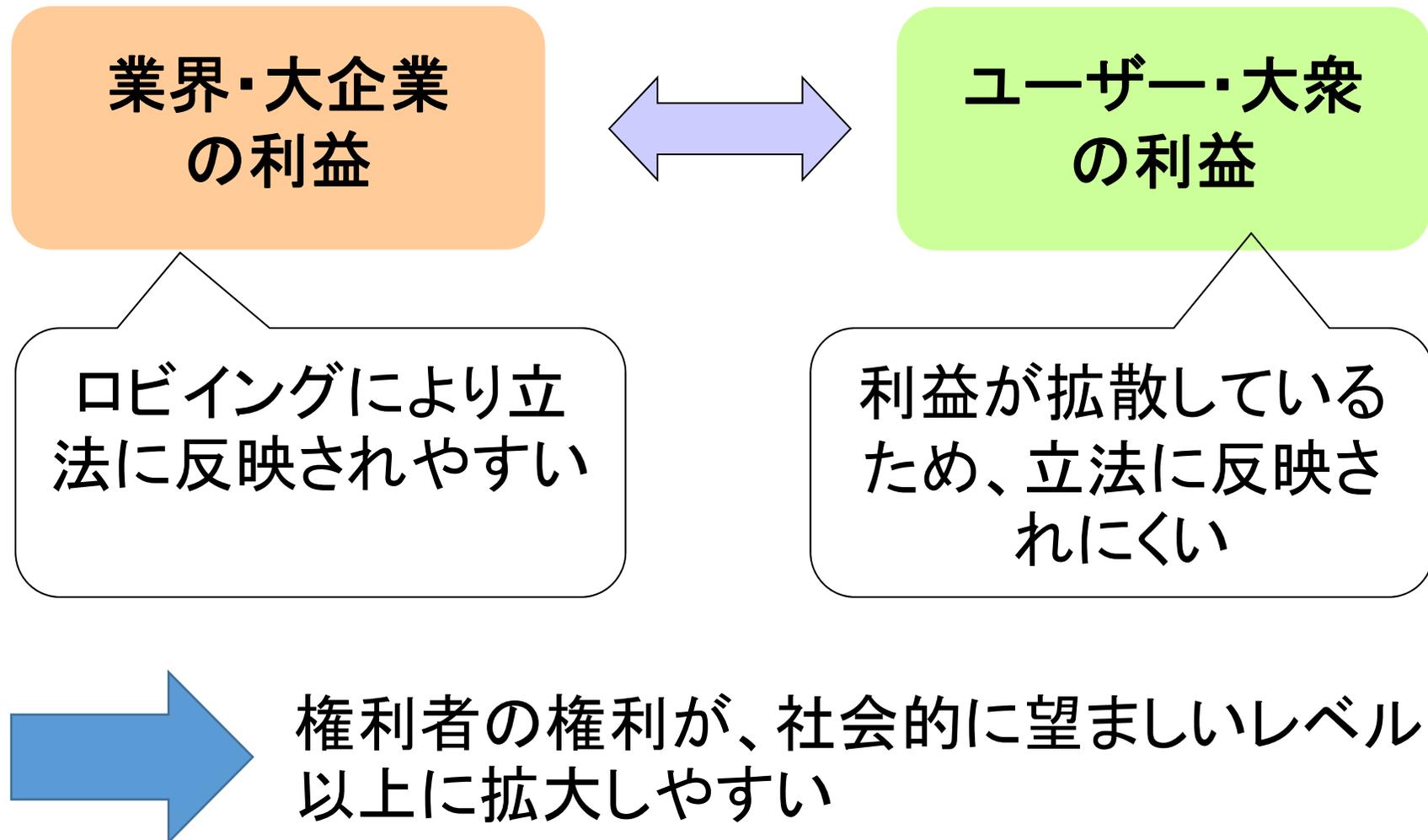
⇒著作権の制限規定に定められていない、インターネットを介した図書館サービスは、著作権侵害に該当してしまう可能性

しかし、権利者への配慮も必要だが、著作権を理由に技術の恩恵の享受に失敗することは望ましくない

近時の法改正の特徴

- 著作権の権利内容
 - 包括的な権利の創設
 - ← 国際条約：多国籍企業のロビイング
- 著作権の制限規定の追加
 - ピンポイントの制限規定（例：検索サイト、携帯電話の修理）
 - ← 特定の利益団体
 - ユーザー一般の利益を反映するような規定の新設はなかなか難しい

著作権法のバイアス



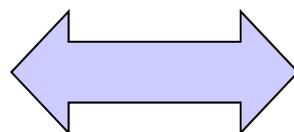
条文と一般的な理解との乖離

• 著作権法の条文

(複製権)
第二十一条 著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する。
(上演権及び演奏権)
第二十二条 著作権者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として(以下「公に」という。)上演し、又は演奏する権利を専有する。
(上映権)
第二十三条の二 著作権者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。
(公衆送信権等)
第二十三条 著作権者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。
2 著作権者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

• 一般的に考えられている著作権法

このような行為
は著作権侵害
にならないだろ
う...



フェア・ユース

- 米国著作権法107条・・・フェア・ユース（公正使用）
 - フェア・ユースであれば著作権侵害にならない
 - 四つの考慮要素

- (1) 使用の目的と性質（商業的か、非営利・教育的かなど）
- (2) 利用された著作物の性質
- (3) 全体として利用された著作物に占める、利用部分の量と実質
- (4) 使用が、利用された著作物の潜在的市場あるいは価値に与える影響

- メリット・・・柔軟な対応が可能
- デメリット・・・予測可能性を欠く

2012年著作権法改正

- 技術的な環境の変化への柔軟な対応
- 形式的な権利侵害からの救済

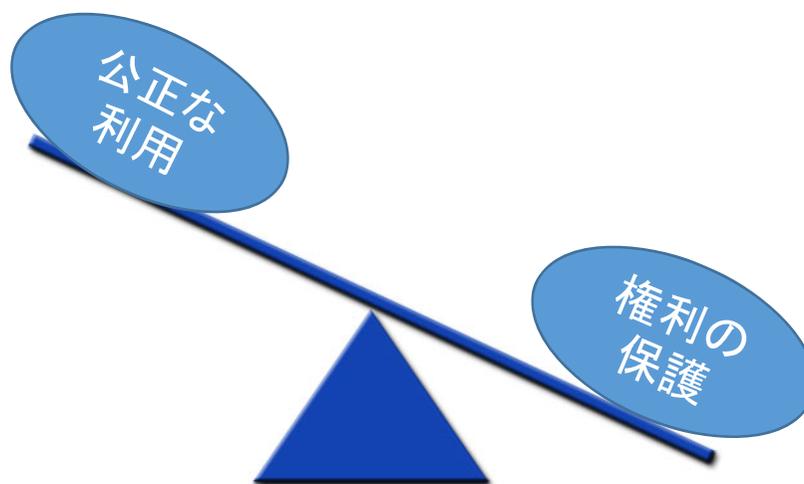
→ 日本版フェア・ユースへ?

• 2012年改正

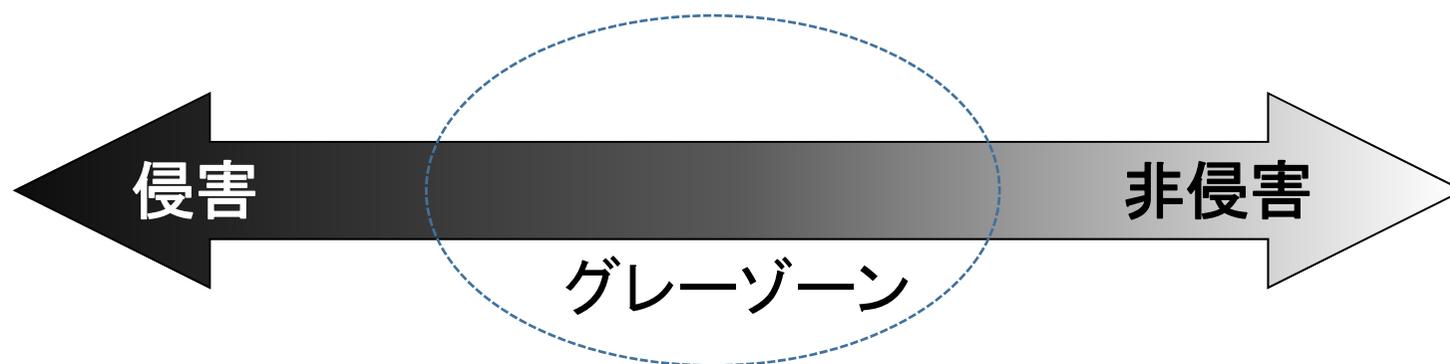
- 付随対象著作物の利用(30条の2)・・・いわゆる「写り込み」
- 検討の過程における利用(30条の3)
- 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用(30条の4)
- 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用(47条の9)

著作権法の目的

1条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の**公正な利用に留意しつつ**、著作者等の**権利の保護**を図り、もって**文化の発展に寄与**することを目的とする。



解釈論



- 安全策⇒利用しない、許諾を得る⇒萎縮効果
- バイアスの問題を考えると・・・
 - 実際に紛争を招来するような行為を超えて / 著作権者に与える経済的不利益がないにも関わらず
 - 著作権法の条文の文言を墨守することは、かえってバイアスの矯正を阻害することにも・・・

立法論

- 図書館の機能を十分に果たしうるための著作権法のあり方とは?
- スタートライン: 著作権法の課題を認識しつつ、望ましい著作権法のあり方を考えること

Cf. フェア・ユース導入論の再燃?

- 次世代知財システム検討委員会

図書館員に求められること

- 図書館や図書館サービスに関する法を知る、理解する
- 法を守る(コンプライアンス)
 しかし・・・法も完璧ではない:時代とともに変化する
- 法の問題点を知る、考える
- 解決策を考える～解釈論、立法論
- 法のあり方・立法に働きかける

→ 図書館の果たすべき機能・役割の実現

主な参考文献・ウェブサイト (図書館と法、個人情報保護法)

- 永田治樹編著『図書館制度・経営論』(日本図書館協会) 及び同書籍の引用文献
- 塩見昇『新図書館法と現代の図書館』(日本図書館協会)
- 鑓水三千男『図書館と法』(日本図書館協会)
- 藤倉恵一『図書館のための個人情報保護ガイドブック』(日本図書館協会)
- 藤倉恵一「図書館における個人情報保護: 理念と実際」情報の科学と技術62巻8号342~347頁(2012年)
- 新保史生「図書館と個人情報保護法」情報管理47巻12号818-827頁(2004年)
- 新保史生「図書館における個人情報保護とプライバシー保護の区別と対応のあり方」図書館雑誌99巻8号504-506頁(2005年)
- 夏井高人=新保史生『個人情報保護条例と自治体の責務』(ぎょうせい)

主な参考文献・ウェブサイト (著作権法全般)

- 田村善之『知的財産法』(第5版・有斐閣)
- 田村善之『著作権法概説』(第2版・有斐閣)
- 中山信弘『著作権法』(第2版・有斐閣)
- 島並良＝上野達弘＝横山久芳『著作権法入門』
(有斐閣)
- 加戸守行『著作権法逐条講義』(6訂新版・著作権
情報センター)

主な参考文献・ウェブサイト

(図書館と著作権法)

- 黒澤節男『Q&Aで学ぶ図書館の著作権基礎知識』(第3版・太田出版)
- 日本図書館協会著作権委員会『図書館サービスと著作権』(改訂第3版・日本図書館協会)
- 日本図書館協会障害者サービス委員会他編『障害者サービスと著作権法』(日本図書館協会)
- 鍵水三千男『図書館と法』(日本図書館協会)
- 名和小太郎＝山本順一編『図書館と著作権』(日本図書館協会)
- 山本順一『電子時代の著作権』(勉誠出版)

主な参考文献・ウェブサイト (ダウンロードできるテキスト・レジュメ等)

- 文化庁「著作権テキスト(平成27年度版)」
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/h27_text.pdf>
- 黒澤節男「図書館と著作権 ケーススタディ著作権 第3集」(CRIC)
<<http://www.cric.or.jp/publication/pamphlet/doc/201507cs03.pdf>>
- 井上奈智「図書館サービスと著作権」(日本図書館協会2014年度中堅職員ステップアップ研修(1)レジュメ)
<<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/研修事業委員会/resume2014-1/1inoue2014-1.pdf>>
- 南亮一「図書館サービスと著作権」(日本図書館協会2013年度中堅職員ステップアップ研修(1)レジュメ)
<<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/研修事業委員会/resume2013-1/2013-1-10minami.pdf>>

主な参考文献・ウェブサイト

(著作権法に関する情報を提供するウェブサイト等)

- 文化庁－著作権
<<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>>
- CRIC(著作権情報センター)
<<http://www.cric.or.jp/>>
- 国公立大学図書館協力委員会・大学図書館著作権検討委員会「大学図書館における著作権問題 Q&A (第8版)」
<www.janul.jp/j/documents/coop/copyrightQA.pdf>

主な参考文献・ウェブサイト

(国立国会図書館の電子アーカイブ化)

- 上野達弘「国会図書館による絶版等資料の送信」
ジュリスト1449号35～41頁(2013年)
- 文化庁「平成21年通常国会 著作権法改正について」、「平成24年通常国会 著作権法改正について」

<<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/>>

主な参考文献・ウェブサイト

(著作権法の現代的課題／バイアスの問題)

- 田村善之「日本の著作権法のリフォーム論ーデジタル化時代・インターネット時代の『構造的課題』の克服に向けてー」知的財産法政策学研究44号25～140頁(2014年)

<http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/sites/6/2014/03/44_02-%E8%AB%96%E8%AA%AC_%E7%94%B0%E6%9D%91.pdf>

- 田村善之「法教育と著作権法ー政策形成過程のバイアス矯正としての放任との相剋」ジュリスト1404号35～42頁(2010年)

ご清聴ありがとうございました

